

みんなでなくそう・ 気づこう・防ごう 全てのハラスメント

快適なキャンパス
〈学ぶ・研究する・つながる〉
をめざして

神奈川県立保健福祉大学は、キャンパスで共に過ごすすべての学生・教職員が快適な環境で過ごせるように、「ハラスメントの防止等に関する規程」を定めています。

この規程に基づき、学内・学外相談員による相談体制を整えています。相談員は、相談者に対する援助・助言、行為者に対する注意・指導や監督者に対する協力の要請を行い、適切かつ迅速に問題の解決が図られるように努めます。

また、ハラスメント行為の内容によって大学として必要な対応もします。ハラスメントについて悩んだら、早めにご相談ください。

神奈川県立保健福祉大学
人権・倫理委員会



□ ハラスメントはなぜいけないのでしょうか…

- ❖ ハラスメントは、個人の尊厳と人格を侵害する行為であり、**基本的人権を侵害する行為**だからです。
- ❖ 本学では、ハラスメントに対し、断固たる態度でこれを防止し、キャンパスにおいてすべての人が個人として尊重される、快適な教育・研究・勤務環境づくりをめざします。

□ どんなことがハラスメントになるの…

セクシュアル・ハラスメント

性的な嫌がらせを意味し、性的指向又は性自認にかかわらず、相手の意に反する性的な言動によって、相手に不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりする行為をいいます。

◆性的な発言

- ・性的な冗談・からかい・意図的に性的な噂を立てる・個人的な性的体験を話したり聞いたりする
- ・性的差別意識を持って「男のくせに・女のくせに、坊や・お嬢ちゃん、おじさん・おばさん」等と発言する

◆性的な行動

- ・身体への不必要な接近・接触・わいせつ行為・暴力行為・食事やデートに執拗に誘う
- ・コンパ・宴会などの酒席で、異性に隣の席を強要したり、お酌やデュエットを強要したりする

パワー・ハラスメント

職権などのパワー（権力）を背景にして、本来の業務の範疇を越えて、不当に相手の人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的な苦痛を与えることにより、職場環境の悪化をもたらす言動をいいます。学生のアルバイト先や教育実習先でも起こりえます。

また、同僚、部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難である場合、パワー・ハラスメントは職位が低い又は同等の人からも起こりえます。

さらに、性的指向・性自認等の個人情報当人の了解を得ずに暴露すること（アウトティング）もパワー・ハラスメントに当たりえます。

◆パワー・ハラスメントの言動

- ・同級生・同僚等の人前で怒鳴る・ねちねち嫌味を言う・能力を不当に低く評価する
- ・人格、仕事、学業等をすべて否定する・自分のやり方を強要する・必要な情報を与えない

アカデミック・ハラスメント

研究・教育の場において、教員がその職務上の地位または権限を不当に利用して、他の教員または学生等に対して行う研究若しくは就学上の不適切な言動をいいます。

◆アカデミック・ハラスメントの言動

- ・研究発表、学会参加、研究指導を受ける機会等を与えない
- ・研究と無関係な雑用を強要する・文献・図書・機材を使わせないという手段で研究を妨害する
- ・上位の教員の発言が間違っていたり不当であっても反論させない・高圧的態度で行動を制限する

□ ハラスメント被害にあってしまったら…

- ❖ 不快な言動を受けた場合は、毅然として、はっきり、「拒否の意思表示」をしましょう。
- ❖ 拒否の意思表示ができなかったとしても、心の中にため込まずに、その気持ちを書き出してみましょう。記録することは迅速な解決にも役立ちます。
- ❖ ひとりで悩んだり、自分を責めたりしないでください。
- ❖ 周囲の信頼できる人（家族・友人・教員）に相談してみましょう。
- ❖ 勇気を出して、大学の相談窓口を利用しましょう。
- ❖ わからないことがあれば相談窓口にご質問ください。

ハラスメントは、キャンパスだけではなく、
課外活動や実習先などさまざまな場面
で起こる可能性があります。

□ もし身近でハラスメントが起こったら…

- ❖ 見て見ぬふりをせず、まずはあなたが相談窓口連絡してみよう。
- ❖ 「気にし過ぎでは」「あなたにも責任があるのでは」などと、被害者を責めないでください。

安心して相談して下さい

- 相談員には学内の相談員と学外の相談員がいます。いずれの相談員にも相談できます。
 - 学内・学外相談員への相談方法は特に決めていません。（電話・メール・面接どれも大丈夫です）
 - 相談の方法等は相談者本人の同意のもとに進めていきます。
 - 相談員に話したことが、相談者の同意なし他に伝わることはありません。
 - 相談後の対応は、相談者の希望を尊重して進めます。
 - 話を聞かせてもらうだけでも結構です。
 - いつでも打ち切って結構です。
 - 相談員が行為者に直接接することもできます。
 - 一般的な事例関係者が特定されない形として、学内に防止を呼び掛ける等の方法もあります。
-